



【討議資料】 [川口市住宅宿泊事業を制限する区域及び期間を定める条例が施行されました]

■住宅宿泊事業法とは

住宅宿泊事業法は、急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定された法律です。平成30年6月15日に施行されました。住宅宿泊事業に関する事務は、平成30年4月1日から中核市となる川口市が担っています。

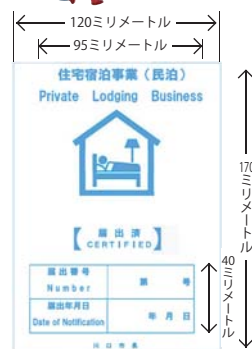
■川口市住宅宿泊事業を制限する区域及び期間を定める条例について

川口市では、見知らぬ旅行者が生活の場に入り込むことへの不安を訴える意見が寄せられておりました。住宅宿泊事業の実施による地域活性化と良好な住環境の確保の両立を図るため、住宅宿泊事業法第18条に基づき、「川口市住宅宿泊事業を制限する区域及び期間を定める条例」を制定しました。川口市自らが事業者からの届出などを受理し、事業者の運営状況の把握に努め、悪質な事業者に対しては、厳正に対処してまいります。

民泊を始めるには届出・許可が必要です

住宅宿泊事業法（民泊新法）にかかわる条例を独自に制定 [6月15日(金) 施行予定]

宿泊料を受けて人を宿泊させる場合、住宅宿泊事業（民泊）の届出または旅館業の許可が必要です。無届・無許可の場合は、旅館業法違反となりますのでご注意ください。
※すでに住宅宿泊事業を始めているかたも届出が必要です。



標識の様式(例)

条例のポイント

商業地域を法のとおり年間180日、それ以外の地域を一定期間（7月16日～9月15日の年間62日）のみ営業を認めるものとします。

◆届出住宅の確認方法

- ◎届出住宅には、玄関の扉などに民泊の標識が掲示されています。※管理が委託されている場合には、標識に連絡先が明記されています。
- ◎市のホームページまたは産業振興課窓口で、届出住宅の連絡先などを確認できます。
- ◎標識の大きさは省令で定められています。

◆分譲マンションにお住まいのかた

分譲マンションでも届出をすれば、民泊を行うことが可能になります。マンションの組合内で、民泊を認めるか禁止するか意思決定（管理規約の改正、総会・理事会の決議）を行うようお願いいたします。

民泊の相談窓口

民泊に関する苦情・相談は、全国共通の「民泊制度コールセンター」をご利用ください。

☎0570-041-389 9:00～22:00 (土・日曜、祝日含む)

※通報の際は、民泊が行われている場所（マンションなどであれば部屋番号）、民泊施設のホームページURL、トラブルが発生した日時などの詳細をお伝えください。

前田あきからみなさまへ



このたびの「平成30年7月豪雨」の影響でお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。今回の災害をきっかけに、私も改めて川口市防災ハンドブック「川口市防災本」をはじめとした防災対策関係の資料を、改めてじっくりと見直してみました。この「川口市防災本」は、風水害編、地震編、防災編に分かれており、昨年末頃に広報がわぐちとともに全戸配布されたものですが、中にはしっかりとご覧になっていない方もいらっしゃるかもしれません。ぜひ今一度、皆様には防災本を見直していただき、もしもの大災害に備え「慌てず、落ち着いて」行動するための準備を確認していただければ幸いです。本庁舎、各支所、川口駅前行政センター、公民館でも配布しています。



市政全般について、あなたの声をお聞かせください

お名前		フリガナ
ご住所	〒	
ご連絡先	電話番号	FAX
	携帯番号	E-mail



マスコットキャラ
「まえリス」

前田あき プロフィール

- 昭和55年3月17日生まれ
- 日本大学文理学部心理学科 卒業
- 日本大学大学院文学研究科心理学専攻 博士前期課程修了
- 明治大学大学院ガバナンス研究科 ガバナンス専攻 修了
- TOKYO自民党政経塾専門政治コース4・5期生
- 自民党埼玉政治学院 1・2期生
- 平成23年 川口市議会議員初当選
- 環境経済文教常任委員長 (平成27年6月～平成29年5月)、子育て・教育環境向上対策特別委員
- 総務常任委員長 (平成29年6月～)
- 決算審査特別委員
- 川口市立科学館 運営審議会委員
- 川口市緑化対策委員
- 前川公民館運営審議会委員

ご意見・ご感想募集中

みなさまと一緒に子育て・教育で 最高の川口市を創り上げるために

子供も大人も一人一人が輝き、夢を持ち自分に自信を持って成長できる川口市にしたい。そのためにも人と人の知恵を繋ぎ、今ある資源を最大限に活かし、未来へと希望が持てるまちになるように前田あきは全力で頑張ります。しかし、議員一人の力では限界があります。街について皆様が気づいたことや市政に対するご意見等、些細なことでも結構ですので、お知らせいただければ幸いです。下記にまでご連絡ください。

FAX 050-3488-7635

E-mail mail.akimaeda@gmail.com

公式ホームページ <http://akimaeda.jp>



携帯からも
ご覧いただけます